

## コメント 2

### 東アジア競争法を決める 政治的・社会的・国際的関係 —日本、中国、韓国及び台湾の 競争法立法と施行に対する考察

王 健  
韓 巍 (訳)

今日午後のテーマは「東アジア競争法を決める政治的・社会的・国際的関係」であった。以下では、このテーマと日本、中国、韓国及び台湾地域からの四人の報告についていくつか感想を述べたいと思う。

#### 1. 東アジアの独占禁止法立法が受けた国際的影響は比較的大きい。

北海道大学の鈴木賢教授は、午前中の特別講演で、東アジアの国は比較的に似た伝統と文化を共有すると述べられた。歴史的にみれば、東アジア地域には独占禁止法の伝統がなく、これらの地域の競争法の立法は相当程度国際的影響によるものである。1947年日本独占禁止法の立法はアメリカの主導によるもので、その後の法改正もアメリカの影響下で行われたようである。先ほどの報告で、栗田誠教授は、「前世紀の90年代日米構造問題協議後に、日本はいくつかの大規模な法改正を行った」と述べた。韓国の公正去來法は日本からの影響が大きい。韓国の朱舜埴教授は、「1980年に韓国が制定した公正去來法は日本の独占禁止法の影響を受けた。その運用は日本の公正取引委員会の運用を参考した。」と述べた。黄銘傑教授は、その報告で、「台湾の公平交易法の立法過程では、アメリカ政府が通商交渉の圧力で台湾政府の法制定を助力した形跡が漠然と認められる。」と述

べた。王晓暉教授が述べたように、まさに、中国大陆の反壟断法の立法は主に国内的要因によるものであるが、国際的要因もその立法に重要な作用を發揮した。1993年に中国で社会主义市場経済体制が確立して、アメリカなど一部の国や国際組織及び民間機構が中国の反壟断法に非常に注目していた。提案書を提出して、中国の反壟断法の立法草案について詳細に評議して、修正意見を出した例さえある。これらが中国の反壟断法の立法を促進するのに重要な影響を与えた。

### 2. 東アジア地域の独占禁止法立法は長い検討期間が必要であったが、その原因は特定の政治社会関係に原因がある。

韓国の朱舜植博士は、その報告で、「1960-70年代に、独占の弊害が現れたときに、経済企画院の主導で競争法を制定する試みを数回行ったが、これらの提案はすべて失敗で終わった。1975年に制定された『物価安定及び公正取引に関する法律』には競争法の関連規定が含まれていた。1980年になって、ようやく韓国の独占禁止法が制定された。」と述べた。台湾の黃銘傑教授の紹介によると、台湾は1991年に公平交易法が公布され、1992年に施行されたという。しかし、公平交易法の制定には長年の準備があり、台湾地区では1982年と1985年に草案が検討されているという。東アジアの市場経済は英米より相対的に遅れており、経済成長を推進するには政府が大きな役割を發揮している。この過程では、国際競争力を持つ大企業を如何に育成するかが政府の重要な仕事となる。このような背景があつて、産業政策が競争政策よりも重要となり、競争法の立法に緊急性がなかった。しかし、経済の発展に伴い、大企業による独占の弊害が暴露され、競争法の立法が議事日程に載せられたということである。

### 3. 最近10年間、東アジア地域では独占禁止法の施行効果を高めるために大量の作業を行った。

日本、韓国及び台湾での競争法の立法がなされた後も、長い間、競争法の運用の成果はあがらなかつたと言えよう。競争法の執行機関による公的執行も、私人による競争法訴訟の私的執行もそうである。台湾では、現在までは、典型的な競争制限事案が少なく、公平交易法に関する損害賠償訴訟の事例は一件もない。21世紀に入り、日本、韓国及び台湾地域はそれぞ

れ競争法の法改正を行い、法執行機関の権限の強化、行政制裁金の金額の増額、刑事制裁制度の導入、あるいは制裁対象の拡大、制裁基準の透明化などをを行い、同時に私人による訴訟を促進するよう工夫を行つた。

### 4. 中国大陆の反壟断法の施行3年あまりに、かなりの成果を得たが不十分なところも多くある。

現在、三つの反壟断法執行機関はすでに数多い反壟断法に関連する立法を行い、法執行研修と国際交流を頻繁に行い、法執行人員も増やし、次の執行段階のための良好な土台を作つた。国家発展改革委員会と国家工商行政管理総局の立案調査した独占禁止法件数は2009年まではゼロであった。2010年以来状況が変わり、独占禁止法の執行機関が数多い独占禁止事案を調査・処理した。その中でも影響の大きい事案は、広西省ビーフン値上げカルテル事案、富陽市造紙業協会価格カルテル事案、連雲市港コンクリート委員会市場分割・価格固定事案、山東省の二つの製薬会社による価格カルテル事案である。この何年間の法執行の特徴を総括して見ると、主として以下のようになる。(1) 摘発件数が明らかに少ない、(2) 経済に影響力のある事案が少ない、(3) 法執行対象は主に地域的な中小企業又は事業者団体であり、所謂「ハエのみをうち、虎をうたない」である。(4) 独占禁止法で調査・処理した事案が少ない。かなりの事案は価格法によって処罰されたため、「典型的な反壟断法執行の事案ではない」という学者さえいる。今までのところ、大型企業に関連する影響が大きい第一件目の反壟断法禁止事案は中国電信と中国聯通の事案である。この事案は広範な関心を喚起し、未だに終結していない。中国商務部の法執行の姿勢は比較的に受動的で、現在、禁止した事業者結合事案は一件であり、条件付きで許可をしたのは7件である。しかし、その中には、社会に注目されており、申告すべき結合事案なのに申告していない大型国有企业の結合事案がいくつもあり、これに対して中国商務部は積極的に調査・処理していない。このような現状に人々は満足していないはずである。このため、中国大陆の反壟断法の公的執行力をどのように強化するかということが大きな課題となる。

反壟断法の私人による執行において、訴訟事件の勝訴率が低いという問題がある。2011年6月までに、中国の人民法院が受理した反壟断訴訟事件

は43件であり、結審したのは29件である。日本、韓国及び台湾に比べ、中國大陸の反壟斷訴訟は私人による訴訟が多い。これらの私人による初期の反壟斷訴訟の殆どは賠償申請額が少ない。象徴的なのものは1人民元或いは1000人民元程度であり、訴訟を起こした者の殆どが弁護士である。しかし、最近は若干変化があり、多くの企業が多額の反壟斷訴訟を起こし、賠償申請額が何千万元に達するものもある。しかし、遺憾なことに、殆どの事件は和解或いは原告の取り下げで終わっている。判決が出された事案の中で、これまで原告側が勝訴した例は一件もなく、私人による反壟斷訴訟が積極的に行われるような勢いを殺いでいる。現在、中國大陸の最高法院は「独占民事紛争事案審理の適用法律の若干の問題に関する規定（パブリックコメント）」（中国語で「關於審理壟斷民事糾紛案件適用法律若干問題的規定」（征求意见稿））を制定して、意見を求めている。このパブリックコメント用規定によれば、私人による訴訟提起に若干有利な制度が設けられている。今後、最高法院の法解釈が認められれば、中國大陸の私人による反壟斷訴訟の環境が必ず改善されると信じている。